

湯河原町告示第50号

湯河原町駐車場条例（昭和41年湯河原町条例第11号）第15条の規定に基づき、自転車等を撤去及び保管したので、湯河原町駐車場施行規則（昭和41年湯河原町規則第9号）第22条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月8日

湯河原町長 内藤喜文

- 1 処分の対象となる自転車等の種別、色、その他当該自転車等の特徴別紙（告示自転車等一覧表）のとおり
- 2 当該自転車等が放置されていた駐車場の名称
湯河原駅第1駐車場
- 3 処分予定年月日
告示の日から60日後
- 4 保管場所
足柄下郡湯河原町宮下653番地の11
（湯河原駅第1駐車場内）
- 5 返還取扱日時等
上記処分予定年月日までの平日（月曜日から金曜日まで）の午前9時から午後4時まで
（引取りの際は、当該自転車の鍵及び身分証明書を持参すること。）
- 6 連絡先
足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1 湯河原町財政課

令和7年9月3日 調査情報

No.	車体番号	登録番号	色
1	CE11A-256805	湯河原町そ ・・89	黒
2		1 湘南さ 1 6 - 3 1	黒
3		藤沢市に 7 3 - 8 7	黒
4	F5C50196		白
5	ASD20121146		黒
6	SLH010253		銀・黒
7	SUK300091		黒
8	A19AI10850		黒
9	HG3TJ03074		小豆
10	SSG357754		ミント
11	JMH201026371		青
12	V220906007		白
13	1M02527		黒
14	39F7416		黒
15	AC14J00259		黒
16	130516504		茶色